

# 東京都板橋区農業委員会

## 第 25 期第 33 回定例総会議事録

令和 8 年 3 月 2 6 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

# 第 25 期第 3 3 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 8 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	木村 博之
2		6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの発行について (資料1)
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (資料2)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)  
合計4件 (内訳：4条関係3件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (2) 令和8年度成増農業体験学校事業計画について (資料5)
- (3) 令和8年度農業スキル育成講習及び農のサポーター活動計画について (資料6)
- (4) 特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について (資料7)
- (5) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料8)
- (6) 国有農地見回り調査結果について (資料9)

### 3 その他

- (1) 板橋区行政委員会等ハラスメント防止の指針について (別添資料)

### 4 次回日程

日 時 令和8年4月27日(月) 午後3時30分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	中妻 じょうた	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	書記
	中島 聡	書記
	柳田 大地	書記
	橋本 陣	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第33回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田幸夫会長職務代理、安井一郎委員、久保秀一委員、田中はつ江委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの発行について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは1ページ、資料1をご覧ください。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が農業委員会会長あてに1件出ております。</p> <p>項番1の申請年月日、項番2の申請者、項番3の対象者は、記載のとおりです。</p> <p>項番4、対象となる生産緑地ですが、番号は17、土地の所在は赤塚一丁目998番1、999番1、1002番1、及び1008番2の4筆で、地目は何れも畑、面積は合計で2,338平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、5の位置図で生産緑地番号17とお示ししているところ、東武東上線下赤塚駅の北東側となります。</p> <p>現地確認につきましては、令和7年12月9日に、木村 博之 委員にさせていただいております。</p> <p>この内容で問題がないようでしたら、2ページ下段にあります証明書を交付したいと考えております。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらは、現況が区民農園となっております。</p> <p>現在は、3月7日（土）に区民農園が開園し、各利用者が利用開始しております。</p> <p>証明書の発行に問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>こちらの証明書の発行について、申請期限はございますか。</p>
事務局 長	<p>申請の期限については、法令上明記されておりませんが、相続税の申</p>

<p>委員書記会長</p>	<p>告期限である10か月が1つの目安となっております。しかしながら、10か月を超えたとしても、証明書の発行ができないわけではございません。</p> <p>本件生産緑地は、全部の土地について生産緑地の解除になりますか。</p> <p>一部解除の予定と伺っております。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>主たる従事者証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>こちらは、書記からご説明させていただきます。</p> <p>4ページ資料2をご覧ください。こちらは、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が成立し、農業委員会法第7条が改正され、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められているものでございます。</p> <p>板橋区では、毎年3月の総会で翌年度の板橋区農業委員会活動指針を策定しておりまして、4ページから6ページにあります通り、令和8年度の板橋区農業委員会活動指針(案)としてまとめたものです。</p> <p>今回におきましても、内容は昨年とほぼ同様でございますが、5ページの(3)の表、遊休農地の解消目標ですが、こちらの数値は先日ご報告しました農業経営実態調査の結果を現状として、3年後、5年後の目標値を同じ農地面積として示してあります。</p> <p>内容に問題がなければ、定例総会終了後、東京都へ令和8年度板橋区農業委員会活動指針として提出したいと思っております。説明は以上でございます。</p>
<p>会長委員</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>資料の中の、管内の農地面積について、5年後も同じ農地面積として目標値を定めていますが、現実には毎年農地が減っていった中で、</p>

<p>事務局 長</p>	<p>実現が難しい目標ではないかと思ひます。 この目標を実現するために、具体的な施策を併せて実施していく必要があると思ひます。</p> <p>ご指摘はもつともでありまして、農地面積の減少を止めるためには具体的な施策が必要になってくるかと思ひます。 こちらの目標に関しては、他区の農業委員会も含めて、目標値を設定しておりますので、少しでも農地減少を食い止められるよう、取り組んでまいりたいと思ひております。</p>
<p>委 員</p>	<p>自身が就農した30年前から、農地の減少は謳われており、これからは単純に農地を残していくだけでなく、例えばビルの屋上の方法を考えたりしました。 今後、緑を守っていくためには、建物の屋上、公園、河川敷を有効活用しながら、緑を作っていくなど、板橋区独自の方法をもって対策をしていく必要があると思ひます。</p>
<p>委 員</p>	<p>農地の減少の大きな原因は相続であると思ひますが、その根幹には、農業の後継者不足というものがあるかと思ひます。 近年は都市農地貸借円滑化法など、農地の貸借がしやすい環境になってきているかと思ひますので、農業委員の皆様も、農地の貸借制度等について、周知を図っていただければと思ひます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はござひますか。 特になひようですので、採決に移りたいと思ひます。 本件指針の内容に賛成の方は挙手をお願いしませう。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成者多数のため、事務局は指針の提出をお願いいたします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>それでは、資料3、7ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和8年2月11日から同年3月10日までに届出があつたもの、3件でござひます。 専決番号1、土地の所在が西台三丁目1167番1、1167番2及び1167番4の3筆で、何れも登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は合計で396平方メートル、転用の目的は個人住宅です。</p>

<p>書記</p>	<p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、7ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、志村第五小学校の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>現況は、砂利舗装の通路、空き地、戸建て住宅となっております。 こちらは現況に対する届け出となります。 説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が徳丸二丁目9番3の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は450平方メートル、転用の目的は共同住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、8ページ上段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、都立板橋有徳高等学校の北側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は駐車場となっております、今後、令和8年5月着工、令和8年12月完了予定で、木造3階建ての共同住宅が3棟建築予定となっております。 なお、写真に写っている舗装されていない部分は本件とは別の筆となります。 説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号3、土地の所在が高島平九丁目29番2の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は332平方メートル、転用の目的は共同住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、8ページ下段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線西台駅の北西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は駐車場兼共同住宅となっております。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>4条関係3件について、ご意見、ご質問はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>農地の転用届を出さずして、建物を建てたりするケースもあるのでしょうか。また、地目が畑の土地については、課税は農地としての課税に</p>

事務局 長	<p>なっているのでしょうか。</p> <p>そうしたケースはあるかと思えます。その後、建物の建て替えの際に地目を確認したところ、畑のままだった、というケースが多いかと思えます。</p> <p>また、課税に対しては、地目ではなく現況で判断していると聞いております。</p>
会 長	<p>他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、続いて5条関係の説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8年2月11日から同年3月10日までに届出があったもの、1件でございます。9ページをご覧ください。</p> <p>専決番号1、土地の所在が高島平四丁目24番25で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。</p> <p>面積は108平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、9ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線新高島平駅の南西側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらの土地は、10月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。</p> <p>現況は空き地となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>本件については、譲受人が土地を購入したという理解で良いですか。</p>
事務局 長	<p>おそらくその通りであると思えます。</p>
会 長	<p>他に何か、ご質問等はございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料4、10ページをご覧ください。令和8年2月11日</p>

<p>書記</p>	<p>から同年3月10日までに東京法務局 板橋出張所から照会のあったものが、2件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在が大谷口北町85番2の1筆で、地目は田、面積は783.47平方メートルです。</p> <p>土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。</p> <p>本件については、令和8年2月19日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を同年2月20日に東京法務局板橋出張所へ回答しております。</p> <p>概ね位置は、10ページ下段、番号1の案内図で矢印が指しているところ、筑波大学付属 桐ヶ丘特別支援学校の北東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>現況は、戸建て住宅となっております。</p> <p>こちらは、写真に写っている計10戸ほどの戸建て住宅が本件土地上に建築されております。</p> <p>そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、番号2、土地の所在が坂下三丁目29番4の1筆で、地目は畑、面積は304平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。</p> <p>本件については、令和8年2月26日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を同年3月3日に東京法務局板橋出張所へ回答しております。</p> <p>概ね位置は、11ページ上段、番号2の案内図で矢印が指しているところ、志村第六小学校の北東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は、駐車場兼共同住宅となっております。</p> <p>本件につきましても、非農地である旨を法務局に回答しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にないようですので、続きまして、報告事項(3)令和8年度成増農業体験学校事業計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長 農政担当係長</p>	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p> <p>それでは、12ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>成増農業体験学校は、農業の支援者となる人材を育成することを目的</p>

	<p>に平成 30 年度から実施している事業で、今回で 9 年目となります。</p> <p>令和 8 年度は、従来の成増農業体験学校の圃場を土壌改良するため、近隣の区民農園を代替地として使用いたします。従来の圃場に比べて面積が狭いことから、実施内容を一部縮小して実施いたします。</p> <p>項番 3 実施内容をご覧ください。(1) 通年型講習会は、年間を通じて耕作する講習会で年間 30 日程度を予定しております。定員 20 名で募集したところ、11 名の応募がございました。応募された 11 名のうち 4 名は、令和 7 年度の受講生でもあり、更なる農業技術の習得に期待しているところです。また、講習の中で、区内農業者の圃場訪問を予定しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。</p> <p>(2) 体験型イベントは、ご家族を対象に収穫体験をお楽しみいただくイベントで、年 2 回の実施を予定しております。</p> <p>運営事業者についてですが、入札の結果、令和 8 年度は、株式会社大樺が受託することに決定しました。受託事業者が変更になりましたので、今後、事業者と打合せを行い、実施内容等については若干変更になる可能性もございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>関連事業になりますので、続けて、報告事項(4) 令和 8 年度農業スキル育成講習及び農のサポーター活動計画についても、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらも、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは、13 ページ、資料 6 をご覧ください。</p> <p>令和 4 年度から新規事業として始めました農業スキル育成講習と、令和 5 年度から実施しております農のサポーター制度の事業計画でございます。この 2 つの事業は、将来的に農業者の耕作作業や、区が実施している収穫体験事業の農作物を育てていただき、担い手となる人材の育成を目的として、実施しているものです。</p> <p>まず、農業スキル育成講習ですが、講習場所は主に赤塚五丁目の農業体験農園で実施いたします。</p> <p>講習内容等は項番 4 に記載のとおりですが、受講生を募集した結果、令和 7 年度農業スキル育成講習受講者 3 名と、成増農業体験学校通年型講習会の修了生 4 名から申込がありましたので、7 名の受講生で実施する予定です。</p> <p>続きまして 14 ページにお進みください。令和 8 年度農のサポーターの活動予定についてでございます。農のサポーターは、成増農業体験学校、農業スキル育成講習を経て、一定の農業技術を習得した方を農のサポーターとして区が認定し、区内農業者への支援や、区が実施している</p>

	<p>収穫体験事業などの農業振興事業にご協力をいただいている方でございます。</p> <p>現在、登録人数は15名で、活動場所は、農業体験農園等です。令和8年度の活動予定といたしましては、近隣の幼稚園、中学校などを対象とした収穫体験事業や、農業スキル育成講習の指導補助のほか、子ども食堂への食材無償提供などを予定しております。15名の農のサポーターで取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>報告事項(3)、(4)につきまして、何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p>
委 員	<p>子ども食堂への食材提供事業は、どうすれば参加ができるのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは区内の農家の皆様で構成されている団体の、板橋ふれあい農園会を通して実施しているものでございます。</p> <p>窓口としては、区的生活支援課が窓口となっており、社会福祉協議会の「こどもの居場所連絡会」に登録されていると、案内がございます。年に10回ほどの食材提供を行っております。</p>
委 員	<p>農業体験学校の受講料について教えてください。</p>
農政担当係長	<p>通年型講習の受講料は年間2万円、体験型イベントは、1日千円となっております。</p>
委 員	<p>こうした事業は、将来の板橋区の農の担い手となる人材の育成のための事業ということで良いですか。</p>
事 務 局 長	<p>その通りでございます。</p> <p>まさに農の担い手を育成し、農業レベルも作物を商品として出せるレベルの人材の育成を目標としております。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(5)特定農地貸付の用に供される農地における巡回等作業実績報告書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>

書	記	<p>15ページ、資料7をご覧ください。こちらは、毎年1月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので4件ございます。</p> <p>これは、区と貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書において、貸主の役割分担として年間40日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年1回その状況を報告することとなっているものです。</p> <p>15ページから18ページが徳丸五丁目第4農園、19ページから22ページが赤塚一丁目第2農園、23ページから26ページが赤塚二丁目第1農園、27ページから30ページが赤塚七丁目第3農園のものとなっております。</p> <p>現地の状況は画面をご覧ください。いずれも3月7日（土）から令和8年度の利用が開始されており、各々耕作を開始している状況となっております。いずれも、貸主により年間40日以上見回りされており、特段問題がないものと考えております。説明は以上でございます。</p>
会	長	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p>
委	員	<p>今回巡回報告のあった区民農園と、そうでない区民農園の違いは何ですか。</p>
書	記	<p>今回巡回報告のあった区民農園は、生産緑地として指定を受けている区民農園となります。</p>
委	員	<p>生産緑地の指定を受けている区民農園のみに、なぜ巡回報告があるのかも説明をお願いします。</p>
書	記	<p>生産緑地については、主たる従事者となるためには、貸借が行われていても、年間の1割の日数の農業への従事が必要となります。</p> <p>農業への従事がない場合、土地の所有者は主たる従事者としてみなされず、仮に土地の所有者が亡くなってしまった場合に、生産緑地の買取申出が行えない状況となってしまうため、そうした事態を防ぐために年間1割ほどの農業従事を行っていただくためです。</p>
委	員	<p>農地の貸借については、生産緑地であるかどうか、区民農園としての貸借かどうかなど、いろいろなケースで貸借の仕方が変わってくると思います。また、生産緑地を相続した場合には、相続税の申告期限が10か月しかないなど、法律全体を理解するのはかなり難しいと思いますの</p>

	<p>で、事務局も含めて、貸借の仕方、相続の際の案内など、わかりやすく案内できるような方法を検討いただければと思います。</p>
委 員	<p>巡回報告の記載内容については、報告人によって違いが生じており、作業内容のイメージがつかみづらいので、統一的な表記をもって作成していただく方が良いと思います。</p>
事 務 局 長	<p>次年度以降、そうした案内を行いたいと思います。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（6）認定都市農地の利用状況の報告書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらにつきましても、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>31ページ、資料8をご覧ください。 徳丸四丁目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受け、北野小学校の学童農園として使用するというものでございまして、昨年3月の総会で決定した都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に基づく報告書に関するものでございます。 「自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた区立小学校」から、3月3日付けで報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、「毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならない」というものです。 現地の状況は画面をご覧ください。 エダマメの播種と収穫、ダイコンの播種と収穫の状況が確認できます。 今回の報告は特段問題がないものと考えております。 説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何かご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（7）国有農地見回り調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちら書記からご説明させていただきます。</p>
書 記	<p>35ページ、資料9をご覧ください。国有農地見回り調査についてで</p>

	<p>す。昨年8月に区内にある国有農地全30件を調査いたしました。</p> <p>そのうち、転用貸付地21件については、現況に変化が生じる可能性が低いため、今回は未貸付地8件及び農耕貸付地1件の計9件について調査を実施しています。</p> <p>3月10日(火)に事務局職員2名で調査を行いましたのでご報告させていただきます。画面と併せてご確認ください。</p> <p>1番からご確認ください。まず、赤塚新町一丁目です。下赤塚駅の線路沿いに位置します。現況につきまして、前回の見回りでは雑草が繁茂しておりましたが、現在は除草されておりました。</p> <p>続きまして2番、小茂根三丁目です。看板が立てられ、防草シートが敷かれております。前回と変わりはございませんでした。</p> <p>続きまして3番、同じく小茂根三丁目です。先ほどの2番の手前側に位置します。前回と変わりはございませんでした。</p> <p>続きまして4番、小茂根五丁目にある空き地です。前回の見回りでは雑草が繁茂しておりましたが、現在は除草されておりました。</p> <p>続きまして5番、同じく小茂根五丁目です。資材置場となっております。現況につきまして、前回の見回りでは雑草が繁茂しておりましたが、現在は除草されておりました。</p> <p>続きまして6番、大谷口上町、日大板橋病院裏手にある道路の一部です。前回と変わりはございませんでした。</p> <p>続きまして7番、若木二丁目、環八通りの南側にあるがけ地です。前回と変わりはございませんでした。</p> <p>続きまして8番、新河岸一丁目、ゴルフ練習場の入口付近です。前回と変わりはございませんでした。</p> <p>最後に9番、新河岸三丁目の農耕貸付地です。ネギ等が植えられており、耕作されている様子が確認できました。</p> <p>調査結果については、東京都農業振興事務所に報告を行います。説明は以上でございます。</p>
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	小茂根五丁目の国有農地は、この土地も含めてこの一帯は都立公園に開発していくことが決定しています。そのため、東京都は早く土地を買い上げることや、貸付地もあるから早く立ち退きをさせるなど、対応していくよう東京都に強く意見を出していただきたいです。
事 務 局 長	今回の報告の際に、意見を申し伝えます。
委 員	農耕貸付地に関しては、地代を支払っているのですか。

事務局 長	その通りだと思います。
会 長	<p>そのほか何か、ご意見、ご質問等はございますか。  特にないようですので、次に進めさせていただきます。  続いてその他（１）板橋区行政委員会等ハラスメント防止の指針について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。
農政担当係長	<p>それでは、別添の「板橋区行政委員会等ハラスメント防止の指針」と表紙に書かれている資料をご覧ください。内容をご説明する前に、今回、この指針を策定に至った経緯についてご説明いたします。</p> <p>近年、社会全体でハラスメントへの関心が高まっており、令和２年６月には、改正労働施策総合推進法（通称：パワーハラスメント防止法）が施行され、職場でのハラスメント防止の取組が事業主の義務となりました。こうした状況を受けて、板橋区では令和２年６月に、区の職員を対象とした「板橋区職員ハラスメント防止の指針」を策定し、職場環境の改善に取り組んでまいりました。</p> <p>ところが、この指針は区職員のみを対象としたもので、行政委員は対象となっていなかったため、先行して策定された「板橋区職員ハラスメント防止の指針」および「板橋区議会ハラスメント防止の指針」との整合性を図りながら、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会と合同で、行政委員を対象とした「行政委員会等ハラスメント防止の指針」を策定することとしたものでございます。</p> <p>簡単に内容をご説明させていただきますので、別添資料の１ページをご覧ください。１ページは、指針策定の基本方針、２ページからは、各行政委員会等の構成を記載しております。</p> <p>４ページからは、ハラスメントの基本的事項を記載しておりまして、ハラスメントの定義や具体的な言動例を示しております。</p> <p>１２ページからは「ハラスメント事案への対応」ということで、実際にハラスメントが起こった際の対応を記載してございます。具体的には、ハラスメントの有無の判断を会長にお願いするほか、ハラスメントの「行為者」または「被害者」が行政委員の場合には、事実関係の聴取を会長もしくは職務代理に行っていただくことが記載されてございます。</p> <p>２０・２１ページは、「ハラスメント事案への対応」を、被害者が「区職員」なのか、「行政委員」なのかによって場合分けし、まとめたフロー図でございます。</p> <p>本日お配りした資料は、４行政委員会できりまとめた事務局案になりますので、内容をご確認いただき、ご意見等がありましたら事務局までお寄せいただければと思います。</p>

会 長	<p>今後のスケジュールといたしましては、各行政委員会から寄せられた意見を反映した最終案を各行政委員会で決裁をとり、4月中に運用開始ができるように進めてまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>全体を通して何かございますか。</p> <p>特にないようですので、これをもちまして第33回定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(終了時間 午後3時34分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営委員会      4月22日(水) 午後2時00分</li><li>・ 定例総会        4月27日(月) 午後3時30分</li></ul>
-----	--